

別記 2（都市農業生産基盤整備支援事業（生産条件整備型））

第 1 事業実施主体等

事業実施主体は、次の要件のうち(1)を満たし、かつ(2)から(4)までのいずれかの要件も満たす農業経営体であることとする。

- (1) 都市農業者
- (2) 認定農業者又は事業実施期間中に認定農業者の認定を受けることが確実と見込まれる者
- (3) 認定新規就農者又は事業実施期間中に認定新規就農者の認定を受けることが確実と見込まれる者
- (4) 基本構想（基盤強化法第 6 条第 1 項に規定する基本構想をいう。）における「効率的かつ安定的な農業経営の指標」の水準に到達した者

第 2 事業の実施

1 事業実施計画の申請等

- (1) 事業実施主体は、事業実施計画書（別記第 1 号様式）を作成し、広域振興局長等に提出する。
- (2) 事業実施主体は、(1)の提出を行う場合、あらかじめ関係する市町村長に以下のことについて確認（参考様式 1・参考様式 2）を受けるものとする。
 - ア 事業実施区域が、事業要件を満たしていること。
 - イ 事業実施計画書が、都市農業の振興に資する取組であること。

2 事業実施計画の承認

- (1) 広域振興局長等は、1 により申請のあった事業実施計画について審査し、申請内容が適当と認めるときは、事業実施計画を承認し、事業実施主体に対してその旨を通知するものとする。

なお、補助金の割当内示は事業実施計画の承認をもってこれに代えるものとする。
- (2) 広域振興局長等は、必要に応じて現地調査等の審査を行い、事業実施計画の内容に係る事項について修正を加え、又は条件を付して承認できるものとする。

3 事業実施計画の変更

事業実施主体が事業実施計画を変更しようとする場合は、1 から 2 までの規定を準用するものとする。

なお、この要領に基づき変更を要するものは、要綱第 2 条の表の変更の欄に掲げる場合と同様とする。

4 事前着手

- (1) 事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情があり、交付決定前に着手する場合にあつては、事業実施主体は、あらかじめ広域振興局長等の適正な指導・助言を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届（別記第 2 号様式）を広域振興局長等に提出するものとする。
- (2) (1)により交付決定前に事業を着手する場合、事業実施主体は、交付決定までの

あらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上、行うものとする。

5 補助金の交付申請

(1) 事業実施主体は、要綱第3条の規定により、事業実施計画の承認を受けた事業の実施に要する経費について、補助金交付申請書（別記第3号様式）により、広域振興局長等に補助金の交付を申請するものとする。

(2) 事業実施主体が、要綱第3条に定める変更をしようとする場合は、補助金変更承認申請書（別記第4号様式）により、広域振興局長等に承認を申請するものとする。

なお、変更を要するものは、要綱第2条の表の変更の欄に掲げる場合と同様とする。

6 実績報告書の提出

事業実施主体は、補助事業が完了した日から起算して20日を経過した日又は交付決定のあった年度の3月31日のいずれか早い日までに、要綱第3条の規定により補助金実績報告書（別記第5号様式）を広域振興局長等に提出するものとする。

7 交付決定の取消し

広域振興局長等は、事業実施主体が規則又はこの要領に違反したときは、規則第16条第1項の規定により、補助金の交付決定を取り消すものとする。

第3 実施状況の報告

事業実施主体は、事業完了日が属する年度の翌年度から3箇年度までの毎年度、当該年度の翌年度の6月末日までに実施状況報告書（別記第7号様式）を広域振興局長等に提出するものとする。